

質問 1 - 1. この事実を確認願います

(回答)

1. 令和3年3月18日に水戸地方裁判所において、日本原電に対して東海第二発電所の運転を差し止める旨の判決が出されたものと承知しており、記載の内容は、右裁判所の判決要旨の一部であると認識しております。

資源エネルギー庁 原子力政策課

連絡先 03-3501-1991

質問 1 - 2. この判決をどう受け止めたかお答え願います

(回答)

1. 本件は民事訴訟であり、国は訴訟の当事者でないため、コメントは差し控えさせていただきます。

資源エネルギー庁 原子力政策課

連絡先 03-3501-1991

I IAEA深層防護

2 IAEA深層防護とは

【御質問2-1】

原子力規制委員会も同様の表を明示しているのであれば教えてください。

【御質問2-2】

深層防護確保の確認をしているとすればどのようにしているか教えてください。

【御質問2-5】

原子力規制委員会が「新規制基準」を策定して深層防護をどのように達成することとしたのですか？

【御回答】

新規制基準は、深層防護の考え方を踏まえて策定されており、「設計基準対象施設」として第1から第3層の防護レベルに相当する事項を、「重大事故等対処施設」として第4層の防護レベルに相当する事項をそれぞれ規定しています。

【御質問2-3】

3.11事故前は、どのようにして深層防護を守ろうとしていたのかを教えてください。

【御回答】

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以前は、第4層の防護レベルに相当する部分は、事業者が自主的に取り組むこととされていました。

【御質問2-4】

3.11事故後には大飯原発に対してストレステスト(1次)を実施していました。ストレステストと深層防護との関係を教えてください。

【御回答】

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」(平成23年7月21日 原子力安全・保安院)によれば、一次評価について「また、設計上の想定を超える事象に対し安全性を確保するために取られている措置について、多重防護(defense in depth)の観点から、その効果を示す。」と記載されています。

3 深層防護第5層について

【御質問3-1】

3. 1. 1 事故前は、どのようにして深層防護第5層を達成しようとしていたのかを教えてください。

【御回答】

我が国における一般的な災害に対する防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づき策定された防災基本計画により整備されています。

東京電力福島第一原子力発電所事故以前の原子力防災対策は、これらに加え、災害対策基本法及び原子炉等規制法の特別法である原子力災害対策特別措置法、防災基本計画及び同計画に基づき原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)に基づいて、国、地方公共団体、事業者が原子力防災に係る計画を策定し、緊急時における防護対策を実施することにより講じられていたものと承知しています。

【御質問3-2】

原子力規制委員会が発足して、国会承認を得る前に、原子力災害対策指針を策定していたことが初仕事の様な印象があります。策定の経緯・主旨を教えてください。

【御回答】

東京電力福島第一原子力発電所事故後、原子力安全委員会は、同事故からの教訓及び国際的な考え方を取り入れ、防災対策の抜本的な見直しを図るため、平成23年6月、防災指針及び関連の指針類に反映させるべき事項の検討を同委員会原子力施設等防災専門部に指示し、翌年3月、同部会防災指針検討ワーキンググループから「『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について 中間取りまとめ」が報告されました。

その後、原子力安全委員会は、平成24年9月18日をもって廃止されましたが、原子力規制委員会は発足後、防災指針及び上記の中間取りまとめの内容を精査し、さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る、国会、政府、民間の各事故調査委員会による報告等を考慮しつつ、平成24年9月26日以降6回の審議を経て、平成24年10月31日、原子力災害対策指針を制定しました。

【御質問 3-3】

原子力規制委員会が「新規制基準」を策定して深層防護第5層をどのように達成することとしたのですが？ 達成できていると思いますか？

【御回答】

原子炉等規制法においては、緊急時対応に係る計画を対象とはしていません。

なお、深層防護のうち第5の防護レベルである施設外の緊急時対応については、我が国の法制度上、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づいて地域の実情を熟知する自治体を中心となって計画を作成し、政府がこの取り組みを支援することで、充実・強化を図ることとされています。

【御質問 3-4】

原子炉立地審査指針では以下の定めがありました。立地指針と「新規制基準」と深層防護第5層（特に IAEA の安全基準体系の「立地評価要件」NS-R-3）などとの関係を教えてください。

< I . 原子炉立地審査指針

1 . 基本的考え方

1 . 1 . 原則的立地条件

原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起こさないように設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。

- (1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと、また、災害を拡大するような事象も少ないこと。
- (2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。
- (3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。 >

【御回答】

旧原子力安全委員会が策定した立地審査指針は、新規制基準に取り入れなかったことから、適合性審査で用いていません。

【御質問 3-5】

例えば NS-R-3 で定められた次の項目は誰がどこで判断しているのでしょうか？

< 4. 立地地点の特徴と当該地域における原子炉等施設の潜在的影響

放射性物質の大気中の分散

地表水を通しての放射性物質の分散

地下水を通しての放射性物質の分散

人口分布

当該地域における土地と水の利用

周辺環境放射能>

【御回答】

発電用原子炉の設置の許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定める書類を添えて申請しなければならないとされており、例えば下記の書類があります。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条 略

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一～五 略

六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七、八 略

九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十～十三 略

3、4 略

4 世界の深層第5層の達成

【御質問4-1】

原子力発電をしている各国では深層防護第5層をどのように達成しようとしているのですか？ 深層防護第五層をどのように規制に取り入れているのですか？ フランス、イギリス、ドイツ、米国、韓国、中国について、それぞれ具体的に教えてください。

【御回答】

平成23年度に独立行政法人原子力安全基盤機構の実施した調査によると、次のとおりと認識しております。

米国では、NRC（原子力規制委員会）とFEMA（連邦緊急事態管理庁）が緊急時計画の基準を提示し、原子力発電所の最初の稼働を許可する際に、FEMAの評価に基づきNRCが事業者や自治体の緊急時計画を審査する制度になっていると承知しています。

一方、イギリスやフランスではオフサイトの緊急時計画については、各自治体が作成することとなっていますが、規制として特に原子力発電所の稼働要件になっていないものと認識しております。

また、御質問いただいた国のうちドイツや韓国においては、オフサイトの緊急時計画の作成義務が地方組織にあることは承知していますが、具体的な制度・運用の詳細は承知しておりません。

5 米国ニューヨーク州ロングアイランドのショアハム原子力発電所について

【御質問5-1】

米国ニューヨーク州のショアハム発電所は深層第5層が達成できなくて廃炉になったと言われていています。その経緯を教えてください。

【御回答】

原子力規制庁としては、承知していません。

Ⅱ 日本の深層防護第5層

1 日本の確保規定

質問 1-1

百テラベクレル以上の放出の可能性があるにも拘らず、避難計画ができていなくても原子力発電の稼働を容認するということですか？

これは、明らかに深層防護第5層違反ではありませんか？

(回答)

1. 避難計画の策定は、原子力発電の稼働や再稼働の法令上の要件とはなっていないが、地元の安全・安心の観点から、避難計画がない中での、原子力発電の稼働や再稼働が実態として進むことはない、ということが現在の政府の考え方です。

資源エネルギー庁 電力ガス事業部

原子力立地政策室

連絡先 03-3501-1873

II 日本の深層防護第5層

2 深層防護全5層及び深層第5層の確認の実績

【御質問2-1】

稼働済みの9基の原子力発電所について、深層防護第1層～第4層の達成をどのように確認したか。

【御回答】

新規制基準は深層防護の第1層から第4層までに相当する事項を規定しています。

原子力規制委員会は審査や検査を通じて、御指摘の原子力発電所が新規制基準に適合していることを確認しました。

3 深層防護第5層達成の改善

【御質問3-2】

IAEA 深層防護の考え方を踏まえれば、深層防護第5層の達成を「新規制基準」の設置（変更）許可の審査段階から確認することが必要だと思います。そしてそれを総ての原子力発電所に適用するべきと考えます。できませんか？できないのであればその理由を教えてください。

【御回答】

原子炉等規制法では、同法に基づく発電用原子炉の設置（変更）許可の申請があった場合においては、その申請が同法第四十三条の三の六第一項のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないと規定されています。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)

(許可の基準)

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運

転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2、3 略

【御質問3-3】

NS-R-3に記載された立地評価要件を満たす為には、「立地審査指針」を再整備する必要があるのではないですか？

【御回答】

立地審査指針を再整備する必要があるとは考えていません。

御質問いただいた事項に対する回答について

2021年7月12日

内閣府（原子力防災担当）

➤ II 質問 2-2

次の原発について深層第5層の達成をどのように確認したか教えてください、誰が審査をしたのでしょうか？原子力規制委員会と国（省庁）と道府県市町村と発電事業者の役割分担と責任を明確に説明願います。

川内1・2号、大飯3・4号、高浜3・4号

➤ II 質問 2-3

運転期間延長を認められた44年超えの次の老朽原発については深層第5層をどのように達成確認するのですか？

美浜3号、高浜1・2号、東海第二

国際原子力機関（IAEA）の安全基準である「原子力発電所の安全：設計」における第5の防護レベルに関する事項に関して、政府としては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、地域防災計画・避難計画の策定や、訓練を通じた検証等を行っています。

内閣府は、原発の所在地域ごとに「地域原子力防災協議会」を設置し、財政支援を含め関係自治体と一体となって地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めています。

原子力規制委員会において、原子力災害対策の円滑な実施を確保するための技術的・専門的な事項を規定した原子力災害対策指針を定めており、地域防災計画・避難計画は原子力災害対策指針等に基づき作成されます。

その上で、避難計画を含む各地域の「緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを、原子力規制庁を含む関係省庁や関係自治体等が参加する地域原子力防災協議会において確認するとともに、総理を議長、原子力規制委員長を副議長とし、全閣僚が構成員となっている「原子力防災会議」において了承しています。

また、地域防災計画・避難計画や「緊急時対応」については、一度取りまとめた後も改善に取り組むこととしており、訓練等を踏まえて継続的に修正・改定を行っています。

なお、地域防災計画・避難計画は、初期段階から国がきめ細かく関与し、地域の実情を熟知している自治体と一体となって策定しております。このため、国が避難計画を法的に審査することはしておりません。

御質問いただいた原発の所在地域についても、運転期間に関わらず、こうした考え方に基づき原子力防災の充実・強化に取り組んでおります。

<参考>

各地域の緊急時対応が①とりまとめられた年月及び②改定された年月

- ・川内地域 ①平成 26 年 9 月 ②平成 30 年 3 月
- ・大飯地域 ①平成 29 年 10 月 ②令和 2 年 7 月
- ・高浜地域 ①平成 27 年 12 月 ②平成 29 年 10 月、令和 2 年 7 月
- ・美浜地域 ①令和 3 年 1 月
- ・東海第二地域 取りまとめ中

お問い合わせ先：

内閣府 政策統括官(原子力防災担当)付

参事官(企画・国際担当)付

電話：03-3581-4230

Ⅱ 日本の深層防護第5層

3 深層防護第5層達成の改善

質問3-1

現在の仕組みの中で、深層防護第5層が未達成ゆえに原発の稼働を止めたことがありますか。

未達ゆえに止めることができますか？

(回答)

1. 避難計画の策定は、原子力発電の稼働や再稼働の法令上の要件とはなっていないが、地元の安全・安心の観点から、避難計画がない中での、原子力発電の稼働や再稼働が実態として進むことはない、ということが現在の政府の考え方です。
2. なお、過去一貫して、再稼働した原子力発電所には避難計画が策定されています。

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

原子力立地政策室

連絡先 03-3501-1873